

年 月 日

誓約書

農林水産省農産局長 殿

不作時等の放出備蓄米の買受資格者（有資格者）となるに当たって、米穀の流通に関する法令^{*1}を遵守し、買い受ける米穀その他の米穀を適正に使用することを誓約します。

住 所：

商号又は名称：

代表者氏名：

^{*1} 米穀の流通に関する法令とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成 21 年法律第 26 号）、農林物資の規格化等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）、不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）、農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）、刑法（明治 40 年法律第 45 号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）及び飼料需給安定法（昭和 27 年法律第 356 号）並びにこれらの法律に基づく命令をいう。